4.12　連合の機関の事務局長の職務を行い、当該事務局長の資格において、この一般規則の特別の規定を考慮に入れた上で特に次の事項を監督すること。

4.12.1　連合の機関の活動の準備及び組織

4.12.2　書類、報告書及び議事録の準備、作成及び配布

4.12.3　連合の機関の会合における当該機関の事務局の運営

4.13　連合の機関の会合に出席し、投票権なしで審議に参加すること。もっとも、代理を出すことができる。

第十三条

一般規則第百三十五条を次のように改める。

第百三十五条　国際事務局の供給する証票

削除

第十四条

一般規則第百三十六条を次のように改める。

第百三十六条　地域連合の文書及び特別取極

1　万国郵便連合憲章第九条の規定に基づいて締結された地域連合の文書及び特別取極は、当該地域連合の事務局又は当該事務局が行わない場合にはこれらを締結した国の一が国際事務局にこれらの写しを二通送付する。

2　国際事務局は、地域連合の文書及び特別取極が連合の文書に定める条件よりも公衆に不利な条件を定めないように監視するものとし、この2の規定により違反の存在を認めた場合には、これを管理理事会に通報する。

3　国際事務局は、この条に規定する地域連合及び特別取極の存在を加盟国及びその指定された事業体に通報する。

第十五条

一般規則第百三十八条を次のように改める。

第百三十八条　連合の活動に関する年次報告書

国際事務局は、連合の活動について年次報告書を作成し、管理理事会の運営委員会の承認を得た上で、加盟国、その指定された事業体、地域連合及び国際連合に当該年次報告書を送付する。

第十六条

一般規則第百四十六条を次のように改める。

第百四十六条　連合の経費の決定

1　連合の機関の活動に係る年次経費は、2から6までの規定が適用される場合を除くほか、二千二十六年から二千二十九年までについては三千九百五十一万二千二百七十スイス・フランを超過してはならない。二千二十九年に予定される大会議が延期される場合には、同年よりも後の各年についてもこの最高限度額が適用される。

2　次回の大会議の開催に係る経費（事務局の要する旅費、運送費、同時通訳装置に係る費用、大会議の期間における書類の作成費等）は、二百九十万スイス・フランの最高限度額を超過してはならない。

3　管理理事会は、国際連合がジュネーブにおいて勤務する国際連合の職員について適用することを認めた俸給額、年金掛金又は手当（勤務地手当を含む。）の引上げを考慮して、1及び2に定める最高限度額の超過を認めることができる。

4　管理理事会は、また、毎年、スイスの消費者物価指数を基礎として、職員に関する経費以外の経費の額を調整することができる。

5　1の規定にかかわらず、管理理事会（特に緊急の場合には、国際事務局長）は、国際事務局の庁舎の重要なかつ予期することのできなかった修理の費用を支払うため、定められた最高限度額の超過を認めることができる。ただし、超過額は、一年につき十二万五千スイス・フランを超えることができない。

6　1及び2の経費については、連合の円滑な運営を確保するために十分でないことが明らかとなった場合には、加盟国の過半数による議決で承認を得ることを条件として、1及び2に定める最高限度額を超過することができる。超過を必要とする事由については、協議の際に十分な説明を行う。

第十七条

一般規則第百四十七条を次のように改める。

第百四十七条　加盟国の分担金に関する規則

1　連合に加入し、又は連合員として加盟する国及び連合から脱退する国は、その加入、加盟又は脱退が効力を生ずる年の全期間について自国の分担金を支払う。

2　加盟国は、管理理事会の決定する予算に基づき、連合の年次経費に対する自国の分担金をあらかじめ、遅くとも当該予算の関係する会計年度の初日までに支払う。この期限を経過した後は、未払金額については、連合のために、四箇月目から年五パーセントの割合の利子が生ずる。

3　加盟国が連合に対して負う分担金（未払分につき生ずる利子は含まない。）の滞納額が、直前の二の会計年度に係る当該加盟国の分担金の額に等しいか又はこれを超える場合には、当該加盟国は、管理理事会が定めた手続に従い、他の加盟国に対して有する債権の全部又は一部を再び取り戻すことのないものとして連合に譲渡することができる。当該債権の譲渡の条件については、当該加盟国、その債務国及び債権国並びに連合の間の合意に基づいて決定する。

4　法的な理由その他の理由により3に規定する譲渡を行うことができない加盟国は、連合とその滞納分の償還計画を取り決める責任を負う。それにもかかわらず、当該加盟国が当該償還計画に定める支払方法を含む条件を遵守しない場合には、当該加盟国による十分に正当と認められる請求に基づき、管理理事会が遅くとも大会議の前の最後の会期中に、この不遵守が例外的な状況によるものであったとの別段の決定をしない限り、当該加盟国は、次の大会議から大会議までの期間まで、連合と新たな償還計画を取り決めることができない。

5　連合に対して負う分担金の滞納については、大会議又は管理理事会が決定する例外的な状況を除くほか、その滞納額の回収期間が十年を超えてはならない。大会議又は管理理事会が二十年を超える回収期間の支払に関する合意を承認する場合には、当該合意に署名した加盟国が滞納している分担金の年間の支払額は、当該加盟国の年間の分担金の額を下回ってはならない。

6　また、大会議又は管理理事会のうちいずれかの機関が決定する例外的な状況において、加盟国が未払の元金全額を支払った場合には、当該機関は、当該加盟国が支払うべき利子の全部又は一部を免除することができる。

7　同様に例外的な状況において、大会議又は管理理事会は、関係する加盟国から書面による請求があった場合には、当該加盟国が支払うべき滞納金（これに係る利子を除く。）の総額の少なくとも半分に相当する額を支払うことを条件として、当該加盟国の滞納金の支払を免除し、及び当該加盟国に課されている自動的制裁を直ちに解除することを決定することができる。

8　大会議又は管理理事会は、また、長年にわたる滞納金を有する加盟国から書面による請求があった場合には、当該加盟国が連合の年次経費に対する過去五年間（現会計年度を含む。）の義務的な分担金（これに係る利子を除く。）を支払うことを条件として、当該加盟国の滞納金の支払を例外的に免除し、及び当該加盟国に課されている自動的制裁を直ちに解除することを決定することができる。

8.1　8の規定の適用上、「長年にわたる滞納金」とは、連合の年次経費に対する義務的な分担金に関連する滞納金（利子を含む。）であって、過去の五の会計年度より長い期間について支払期限が到来したものをいう。